

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十三条の規定 公布の日

二 第一条中厚生年金保険法第二十七条の改正規定（「以下単に」を「第百三十八条第五項を除き、以下単に」に改める部分に限る。）、同法第百三十八条第五項の改正規定及び同法第百六十三条の三第一項の改正規定（「加給年金額」という。）」の下に「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」を加える部分に限る。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第三条、第九十条、第九十六条、第九十八条、第九十九条、第百一条、第百四条、第百六条、第百八条及び第百五十一条の規定 平成二十年四月一日

三 第四条中地方公務員等共済組合法第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第四十九条の規定 平成二十年十二月一日

四 第十一条及び附則第八十五条の規定 平成二十一年四月一日

五 第一条中厚生年金保険法第十九条第二項ただし書の改正規定、同法第三章の三の次に一章を加える改

正規定（第七十八條の二十二から第七十八條の二十六まで、第七十八條の三十二第二項及び第四項、第七十八條の三十四並びに第七十八條の三十七に係る部分を除く。）、同法第百三十三條の二の次に一條を加える改正規定、同法附則第十八條から第二十三條までを改める改正規定（附則第十八條、第二十二條第一項、第二十一條第一項及び第二十三條に係る部分を除く。）及び同法附則第二十九條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條から第十五條まで及び第十九條の規定、附則第百五條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）目次の改正規定

（「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五條―第三十七條）」を「第二節の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第三十四條の二―第三十四條

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五條―第三十七條の二）

の四）

に改める部分に限る。）、同法第十四條第二項第一号の改正規定（「月数」の下に「を合算した月数」を加える部分に限る。）、同法第三十一條第二項の改正規定、同法第七章第二節の次に一節を加える改正規定及び同章中第三十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第百三十七條中確定給付

企業年金法第百十二条第六項の改正規定 平成二十三年四月一日

六 第二条の規定、第三条中国国家公務員共済組合法第二条第一項第二号イの改正規定、第四条中地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号イの改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二十七条、第二十八条、第八十三条及び第八十四条の規定、附則第百十二条中船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第九項第一号の改正規定並びに附則第百二十三条中国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項第一号イ及び同法附則第七条第四項の改正規定 平成二十三年九月一日

（検討）

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額（第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項及び附則第四条において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項及び附則第四条において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされている

ものをいう。附則第四条において同じ。)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成十九年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(附則第四条において「改正前私学共済法」という。))第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。附則第四条において同じ。)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成十九年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、第九条及び第十条の規定の施行後五年を目途として、この法律による改正後の確定給付企業年金法第三十六条第二項並びにこの法律による改正後の確定拠出年金法第三条、第四条第一項、第九条第一項及び第二十六条の規定の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結

果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(職域加算額の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

(用語の定義)

第五条 この条から附則第二十三条まで、第二十五条から第四十八条まで、第五十条から第八十二条まで、第二百二十二条及び第二百二十五条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六

- 十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。
- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第百条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下

「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の施行日前における当該加入者であつた期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であつた期間とみなされた期間を含む。）をいう。

(厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置)

第六条 昭和十五年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者であつて、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一項第一号に掲げる者に該当するものうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの(施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。)は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

(厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例)

第七条 前条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、平成二十二年四月に当該被保険者の資格を喪失したものについて、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置)

第八条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間



は、それぞれ厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

二 改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

四 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

五 旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみな

されたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

六 旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

九 改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

十 その他前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間又は同項の規

定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間又は昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれの期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間又は同項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であつた期間又は昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれの期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置)

第九条 施行日前の旧国家公務員共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項の規定に

より旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前国共済法による標準報酬の月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により算定した額）、旧地方公務員共済組合員期間（昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項の規定により旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前地共済法による掛金の標準となつた給料の額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年地共済改正法附則第八条の規定の例により算定した額）に政令で定める数値を乗じて得た額及び旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の改正前私学共済法による標準給与の月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年私学共済改正法附則第四条の規定の例により算定した額）は、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 施行日前の旧国家公務員共済組合員期間の期末手当等（改正前国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）を受けた月における改正前国共済法による標準期末手当等の額、旧地方公務員共済組合員期間の期末手当等（改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）を受けた月における改正前地共済法による掛金の標準となつた期末手当等の額及び旧私立学校教職員共済加入者期

間の賞与（改正前私学共済法第二十一条に規定する賞与をいう。）を受けた月における改正前私学共済法による標準賞与の額は、それぞれ賞与（厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。）を受けた月における厚生年金保険法による標準賞与額とみなす。

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第十条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、附則第十三条及び第十四条の規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法等の規定の適用に必要とな読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金たる保険給付の額の端数処理の経過措置)

第十一条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法又は旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額又はこれに加算する額の端数の計算については、第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十五条の規定を適用せず、なお従前の例による。

(老齡厚生年金等の額の算定等の特例)

第十二条 施行日の前日において次に掲げる年金である給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齡厚生年金の額については、当該年金である給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、算定の基礎としな

い。

一 改正前国共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。)(又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。))

二 改正前地共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含

む。）又は旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

三 改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金である給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金である給付の額の算定の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、算定の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金である給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金である給付の額の算定の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、算定の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金